

平成31年2月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成31年2月28日(木曜日) 13時50分～15時20分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 山崎事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹
前田係長 安田係長 江口係長 安心院主事

議事事項

1 平成31年2月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成31年2月臨時会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回臨時会の議事録について、承認することを決定した。

3 平成30年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成31年2月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

給料月額の設定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正する。(別表第28の3、第28の5、第28の7、第28の8の2～第28の8の4及び第28の8の6～第28の8の8関係)

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成31年2月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」が提案されており、これが原案どおり可決された場合、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職（医師及び歯科医師）に支給される初任給調整手当の支給額の改定を行う。（別表関係）

■ 初任給調整手当の支給月額の限度額（500円引上げ）

現行	改正後
414,300円	414,800円

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成31年2月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」が提案されており、これが原案どおり可決された場合、初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

特に必要と認めて承認した職員 に対して、規則第6条第3項の規定に基づき支給する初任給調整手当の月額及び支給期間を定める別表を、以下のとおり改正する。

特に必要と認めて承認した職員：初任給調整手当の支給期間（35年）を経過した後、給与総額が實際上大幅減となり、他職員との均衡上特に必要と認められる職員。ただし、当該手当の支給期間（35年）を経過した日において、65歳を超えた職員には支給しない。

現行

職員の区分 期間の区分	1項職員		
	1種 (57,100円)	2種 (54,200円)	3種 (48,800円)
35年以上36年未満	51,600円	48,700円	43,300円
36 " 37 "	46,100	43,200	37,800
37 " 38 "	40,600	37,700	32,300
38 " 39 "	35,100	32,200	26,800
39 " 40 "	29,600	26,700	
40 " 41 "			



改正後

職員の区分 期間の区分	1項職員		
	1種 (57,600円)	2種 (54,600円)	3種 (49,100円)
35年以上36年未満	52,100円	49,100円	43,600円
36 " 37 "	46,600	43,600	38,100
37 " 38 "	41,100	38,100	32,600
38 " 39 "	35,600	32,600	27,100
39 " 40 "	30,100	27,100	
40 " 41 "			

3 適用日

平成30年4月1日から適用

宿日直手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成31年2月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、宿日直手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

宿日直勤務 1 回につき支給する宿日直手当の額の改定を行う。(第 3 条関係)

業務種別	勤務場所	業務内容	支給額	
			現行	改定後
普通宿日直			4,200円	4,400円
特殊な業務を行う宿日直	警察本部、警察署、機動隊庁舎、警察学校等	宿内員の指揮監督、州車・交通関係の干渉、警備・事件の捜査、学生等の生活指導等	7,200円	7,400円
	消防学校、上場学農林大、農大、果樹大、畜産大、警察本部、特別支援学校、虹の松原学園、総合福祉センター等	学生等の生活指導、事件処理等の情報連絡児童、生徒の生活指導、入所者等の生活介助、児童の介護等	5,900円	6,100円
	本庁	災害その他の危機予兆に係る緊急業務に関する情報連絡等	5,100円	5,300円

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成31年2月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

(1) 平成30年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改める。(第1条関係)

(2) 平成31年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改める。(第2条関係)

■ 成績率の改正

	現行(H30.6)	改正後(H30.12)	改正後(H31(2019).6以降)
再任用職員以外の職員	180/100以内	190/100以内	185/100以内
特定幹部職員	220/100以内	230/100以内	225/100以内
再任用職員	85/100以内	95/100以内	90/100以内
特定幹部職員	105/100以内	115/100以内	110/100以内

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成31年2月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、期末手当及び勤勉手当の運用について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

平成30年12月期及び平成31年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行 (H30.6)	改正後 (H30.12)	改正後 (H31(2019).6以降)
再任用以外	特定幹部職員以外の職員	90/100	95/100	92.5/100
	特定幹部職員(副部長級以上)	110/100	115/100	112.5/100
再任用	特定幹部職員以外の職員	42.5/100	47.5/100	45/100
	特定幹部職員(副部長級以上)	52.5/100	57.5/100	55/100

3 適用日

平成30年12月1日から適用する。ただし、平成31年6月期以降の勤勉手当に係る改正については、平成31年4月1日から適用する。

4 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

農業大学校等において勤務する職員で新設された研究支援の職（農業：高卒程度）にあるものが、現場における実習指導に従事した場合に特殊勤務手当（教務手当）を支給する等のため、平成31年2月定例県議会に「佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」が提案されており、これが原案どおり可決された場合、佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

農業大学校に勤務する職員が現場における実習指導にのみ従事した場合及び果樹試験場又は畜産試験場に勤務する職員が現場における実習指導に従事した場合の手当の額は、1日につき350円とすることとした。（第3条関係）

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行

5 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われることに伴い、「佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例」が平成31年2月定例県議会に提案されており、これが原案どおり可決された場合、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務の上限額が3,600円から2,700円に見直されることに伴い、以下のとおり部活動指導業務の手当の額を改定する。(第5条関係)

	現行	改正後
人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合	3,600円	2,700円

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行

教員特殊業務手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われることに伴い、「佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例」が平成31年2月定例県議会に提案されており、これが原案どおり可決された場合、教員特殊業務手当の運用について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務の手当の額を3,600円/日から2,700円/日に見直すことに伴い、「人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合」について、

以下のように改める。

	現行	改正後
人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間程度を超える場合とする。	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き3時間以上の場合とする。

3 適用日

平成31年4月1日から適用

6 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

平成30年12月27日付けで提起された公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求について、佐賀県情報公開条例第17条第1項の規定に基づき、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行うことについて、事務局から説明を行い、原案のとおり決定した。

また、審査請求人へ諮問した旨を通知することを決定した。

7 職員の採用選考について

佐賀県警察本部長から、佐賀県職員の任用に関する規則第10条の6の規定に基づき、職員の採用選考請求があったことについて事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

・課長級 2名（発令予定日 平成31年3月20日付）

報告事項

1 職員団体からの2019年民間給与実態調査等に関する申し入れについて

佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で、委員長あてに提出された「2019年民間給与実態調査等に関する申し入れ」について、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について